

『東日本高速道路(株)関東支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』
締結者の公募（説明書）

平成 27 年 4 月 24 日

NEXCO 東日本 関東支社長 横山 正則

次のとおり、協定締結を希望する者を公募します。

本件の協定締結を希望する者は、本公募（説明書）に基づき、応募申請書を作成し提出願います。

応募申請書を提出した者であって応募資格を有し、東日本高速道路(株)関東支社が選定した者と協定を締結します。

なお、本件協定締結の公募は、工事発注ではありませんので入札は行いません。

第 1 協定の概要に関する事項

- 1-1 名称 東日本高速道路(株)関東支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定
- 1-2 目的 本協定は、東日本高速道路(株)関東支社が所管する道路、施設及び附属物等が地震、大雨等の自然災害及び予期できない災害が発生した場合に、被害拡大の防止や被災箇所の早期復旧に必要な資機材、労力の確保、提供を目的とします。
- 1-3 当社協定締結者 東日本高速道路株式会社 関東支社長
- 1-4 担当部署 東日本高速道路株式会社 関東支社 管理事業部 管理事業統括課 防災担当
(住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20
(電話) 048-631-0185
- 1-5 協定内容等 別添に示す「東日本高速道路(株)関東支社所管施設の災害時等における災害応急復旧業務に関する協定書（案）」のとおり
- 1-6 期間 平成 27 年 8 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日まで
ただし、期間満了の 1 箇月前までに甲、乙いずれからも書面により何ら申し出がない時は、引き続き同一条件をもって 2 箇年毎に継続していくものとし、以下同様とします。

第 2 応募申請に関する事項

2-1 応募資格

本件に応募することのできる者（以下「応募者」）は、次に示す事項をすべて満たす者としてします。

- (1) 基準日において、『平成 27・28 年度競争参加資格』の下記の①～③に示すいずれかの工事種別に係る『等級 A』に認定されている者であること。

工事種別

- ①土木工事 ②舗装工事 ③鋼橋上部工工事

- (2) 基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(1)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (3) 基準日において、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県のいずれかに本社（本店）または支社（支店）を有していること。

2-2 応募申請書の作成及び提出

応募者は、「応募申請書」（様式 1）に必要事項を記載のうえ、次に示すとおり提出をお願いします。

- (1) 提出期限 平成 27 年 5 月 28 日（木）16：00 まで
- (2) 提出場所 記 1-4「担当部署のとおり」
- (3) 提出方法 持参または書留郵送（提出期限内に必着のこと）

2-3 応募資格の確認及び協定締結者の選定

- (1) 当社協定締結者は、応募者から提出された応募申請書（様式 1）に基づき、当該応募者の応募資格の有無等について確認を行い、協定締結者を選定します。
- (2) 応募申請書（様式 1）に記載された希望業務場所と担当する業務場所は必ず一致するものではありません。なお、協定締結者に選定されない場合もあります。
- (3) 応募資格の確認及び協定締結者の選定結果については、平成 27 年 7 月上旬までに通知します。
- (4) 別途、「東日本高速道路(株)関東支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定書」の締結を行います。

第 3 協定締結に関する事項

3-1 留意事項

記 2-3 において当社協定締結者が選定した者と協定の締結を行う際の留意点は次のとおりです。

- (1) 業務場所は、記 1-5 に示すいずれかの場所を担当していただきます。なお、担当する業務場所は、東日本高速道路(株)関東支社が定めます。
- (2) 業務場所については、同一担当期間内で複数の場所を担当していただく場合があります。
- (3) 有事の際、被災状況によっては、担当業務場所以外の応急復旧業務を担当していただく場合もあります。
- (4) 記 1-5 に示す協定書に定める応急復旧業務計画書（従事される担当者氏名、緊急連絡先、資機材の保有状況等を記したもの）の提出がなされない場合及び協定書に定める事項に違反した事実が発生した場合は協定書を無効とする場合があります。

3-2 個別工事における取扱い

本件の協定締結を行った者については、NEXCO 東日本関東支社が個別に発注する条件付一般競争の工事のうち、総合評価落札方式による工事において技術評価点の加点対象と致します。

第4 その他

4-1 協定の解除について

本協定締結期間中において、協定締結者が記2-1に示す応募資格を満足しない状況となった場合、本協定を解除する場合があります。

4-2 問合せ先

本件手続に関する問合せは、下記の部署にて電話等により受付けます。

(1) 問合せ内容

- | | |
|-----------------|--|
| 1) 協定書の内容及び業務場所 | 東日本高速道路株式会社 関東支社
管理事業部 管理事業統括課 防災担当
(住所) 及び (電話) 記1-4に示すとおり |
| 2) 応募申請及び申請書作成等 | 東日本高速道路株式会社 関東支社
技術部 技術管理課
(住所) 記1-4に示すとおり (電話) 048-631-0312 |

(2) 問合せの受付期間 公募開始から記2-2(1)に示す提出期限まで

(3) 問合せの回答 原則として電話等により問合せを受けた都度回答しますが、
問合せの内容が本件公募内容全般に関する場合で、全ての応募者に関係する内容の場合は、その都度NEXCO 東日本のホームページでお知らせします

以 上